

(様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準 (申請に対する処分関係)

			資料番号	9-1	担当課	畜産課
法令名	動物用医薬品等取締規則	根拠条項	115 の 12、13	許認可等の内容	販売従事登録証の書換え交付、再交付	
<p>(根拠基準)</p> <p>○販売従事登録証の書換え交付 (省令第 115 条の 12)</p> <p>第百十五条の十二 登録販売者は、販売従事登録証の記載事項に変更を生じたときは、販売従事登録証の書換え交付を申請することができる。</p> <p>2 前項の申請をするには、別記様式第五十一号による申請書にその販売従事登録証を添え、登録を受けた都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>○販売従事登録証の再交付 (省令第 115 条の 13)</p> <p>第百十五条の十三 登録販売者は、販売従事登録証を破り、汚し、又は失ったときは、販売従事登録証の再交付を申請することができる。</p> <p>2 前項の申請をするには、別記様式第五十二号による申請書を、登録を受けた都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>3 販売従事登録証を破り、又は汚した登録販売者が第一項の申請をする場合には、申請書にその販売従事登録証を添えなければならない。</p> <p>4 登録販売者は、販売従事登録証の再交付を受けた後、失った販売従事登録証を発見したときは、五日以内に、登録を受けた都道府県知事に返納しなければならない。</p>						